

こども誰でも通園制度 設備に関する基準

(1) 必須の設備と面積基準

誰でも通園制度の面積基準は、基本的に保育所等の面積基準と同様であり、表1のとおりです。

表1：誰でも通園事業 設備基準【一般型】

年齢	必ず設ける必要がある部屋	面積基準
0～1歳	乳児室又はほふく室	3.3㎡/人
満2歳～	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人
0～2歳共通	便所	

一般型の誰でも通園事業を実施する場合、以下の2パターンが想定されます。

パターン1 在園児とは別に、乳児等通園支援事業専用の部屋を設ける場合
【面積基準】表1の一般型の誰でも通園事業 設備基準のとおり

パターン2 【保育所、認定こども園】在園児と合同（同じ部屋）で実施する場合
在園児と誰でも通園利用児童のどちらも面積基準を満たす必要があります。

【例】在園児と合同で実施する場合の利用可能人数

年齢	部屋名	部屋面積	面積基準	在園児人数 (保育所等)	誰でも通園 利用可能人数
0歳	乳児室 (ほふく室)	20㎡	3.3㎡/人	4人	2人
誰でも通園事業の利用可能面積 $20\text{㎡} - (3.3\text{㎡} \times 4\text{人}) = 6.8\text{㎡}$ 誰でも通園事業の利用可能人数 $6.8\text{㎡} \div 3.3\text{㎡/人} \div 2\text{人}$ ※小数点切り捨て					
1歳	乳児室 (ほふく室)	30㎡	3.3㎡/人	6人	3人
誰でも通園事業の利用可能面積 $30\text{㎡} - (3.3\text{㎡} \times 6\text{人}) = 10.2\text{㎡}$ 誰でも通園事業の利用可能人数 $10.2\text{㎡} \div 3.3\text{㎡/人} \div 2\text{人} \div 3\text{人}$ ※小数点切り捨て					
2歳	保育室	40㎡	1.98㎡/人	15人	5人
誰でも通園事業の利用可能面積 $40\text{㎡} - (1.98\text{㎡} \times 15\text{人}) = 10.3\text{㎡}$ 誰でも通園事業の利用可能人数 $10.3\text{㎡} \div 1.98\text{㎡/人} \div 2\text{人} \div 5\text{人}$ ※小数点切り捨て					

パターン3 【幼稚園】在園児と合同（同じ部屋）で実施する場合
幼稚園と誰でも通園制度のどちらも面積基準を満たす必要があります。
幼稚園は部屋ごとの面積基準は無く、建物全体の面積が学級数に応じて決められており、誰でも通園制度を実施しても学級数が増加するわけでは無いため、幼稚園の設備基準に抵触しません。
ただしこの場合であっても、表1に記載の誰でも通園制度利用者一人当たりの面積は確保することが必要です。

【例】在園児と合同で実施する場合の利用可能人数

年齢	在園児年齢	部屋名	部屋面積	面積基準	在園児人数 (幼稚園)	誰でも通園 利用可能人数
2歳	3歳	保育室	60㎡	1.98㎡/人	25人	5人
誰でも通園事業の利用可能面積					60㎡－(1.98㎡×25人)＝10.5㎡	
誰でも通園事業の利用可能人数					10.5㎡÷1.98㎡/人÷5人	
※小数点以下切り捨て						

(2) 2階で乳幼児を預かる場合

2階で乳幼児を預かる場合は、防災上の観点から保育所等と同様に①～③を満たす必要があります。

- ① 耐火建築物又は準耐火建築物であること
- ② 表2に掲げる常用・非常用の設備がそれぞれ1以上設けられていること
- ③ 保育室など乳幼児が出入り・通行する場所は、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること

表2：2階で乳幼児を預かる場合に必要設備

区分	施設又は設備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 屋内階段 建築基準法施行令123条に記載の「避難階段」又は「特別避難階段」 2 待避上有効なバルコニー 3 準耐火構造の屋外傾斜路(避難用すべり台等) 4 屋外階段

3階以上で乳幼児を預かる場合は、上記のほかに防災上必要な要件があります。
詳しくはお問い合わせください。

(3) 調理設備について

食事の提供を行う場合においては、調理のための加熱、冷蔵保存等の調理機能を有する設備が必要です。